

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）の概要

平成28年3月
内閣府地方分権改革推進室
平成28年3月11日
閣議決定

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国HWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

〔食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律〕

- 食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督

〔漁業近代化資金金融通法〕

- 法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

〔工場立地法〕

- 工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等

〔高齢者の居住の安定確保に関する法律〕

- 高齢者居住安定確保計画の策定

C 地方公共団体等への権限の付与

〔災害対策基本法〕

- 港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

- 義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大

〔地方独立行政法人法、学校教育法及び

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕

- 公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

D 新たな雇用対策の仕組み

〔職業安定法〕

- 地方版ハローワークの創設

〔雇用対策法〕

- 地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み

II 義務付け・枠付けの見直し(4法律)

〔社会福祉法〕

- 地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加

〔森林法〕

- 都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止

〔建築基準法〕

- 国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し

〔水質汚濁防止法〕

- 都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

I - D 新たな雇用対策の仕組み（職業安定法及び雇用対策法）

I 地方版ハローワークの創設（職業安定法）

- ◇ 地方公共団体が民間事業者とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施
⇒ 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ
- ⇒ 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の国への届出を廃止
- ⇒ 民間事業者と同列に課されている規制※（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止
※利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

（改正前）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	○ (地方は届出)	○

（改正後）

	国の許可	国の規制・監督
国 (ハローワーク)	—	—
地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—*	✗
無料職業紹介事業者	○	○

※国に通知（事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため）

- ◇ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供

地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み（雇用対策法）

- ◇ 国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、協定の締結や同一施設における一体的な実施などにより連携
- ◇ 労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請が可能

I - A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)

食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督権限を都道府県、保健所設置市及び特別区へ移譲し、これらの地方公共団体において指定検査機関の指定と食鳥検査の委任を一元的に行うことにより、効果的な食鳥検査の実施に資する。

権 限	国	都道府県等
食鳥検査の実施 (指定検査機関への委任可)		○
食鳥検査に係る指定検査機関の指 定・監督	○ →	

法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認(漁業近代化資金融通法)

都道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限を超過する場合の手続について、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県知事が承認する仕組みとすることにより、融資手続の迅速化が図られ、漁業者の負担軽減に資する。

権限	国	都道府県
法定上限を超過する場合の承認	○ →	

I - B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等(工場立地法)

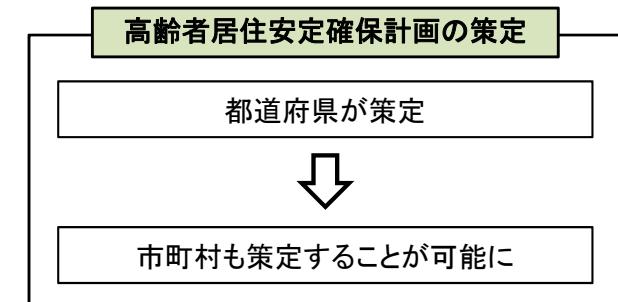
現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から町村に移譲することにより、町村が周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことで、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。

権 限	都道府県	市町村
工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等	市部	○
	町村部	○ →

I - B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

高齢者居住安定確保計画の策定(高齢者の居住の安定確保に関する法律)

都道府県が策定することとなっている高齢者居住安定確保計画について、市町村でも策定できるようにすることにより、よりきめ細やかに地域の実情を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の立地の誘導等、市町村の主体的なまちづくりの推進に資する。



I - C 地方公共団体等への権限の付与

港湾・漁港管理者による災害時における放置車両の移動等を可能に (災害対策基本法)

臨港道路の管理者(港湾管理者)及び漁港道路の管理者(漁港管理者)による放置車両の移動を可能とすること等により、大規模災害発生時における臨海部の緊急輸送ルートの円滑かつ迅速な確保に資する。

大規模災害発生時における放置車両の移動権限

道路管理者 (国道、県道等)	○	○
港湾管理者 (臨港道路)	×	○
漁港管理者 (漁港道路)	×	○

義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

学校保健安全法による医療費援助※に係る事務処理について、マイナンバー制度による情報連携の範囲に生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加することにより、援助申請時の添付書類を省略でき、住民の利便性向上、地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※生活保護の要保護者等である義務教育諸学校の児童又は生徒が、結膜炎や中耳炎などの一定の疾病にかかり、学校から治療の指示を受けた場合に受ける援助。

マイナンバー制度による情報連携の範囲

住民票関係情報	○	○
生活保護関係情報	×	○
地方税関係情報	×	○

I - C 地方公共団体等への権限の付与

公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に (地方独立行政法人法、学校教育法及び 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金等、承認TLO※への出資及び大学附属の学校の設置を可能とすることにより、自主性・自律性の高い経営、教育研究の活性化や新産業の創出、大学と附属学校の一体的な運営に資する。

※大学等技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関

長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置の権限

国立大学法人	○	○
公立大学法人	×	→ ○

II 義務付け・枠付けの見直し

地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加 (社会福祉法)

都道府県、指定都市及び中核市に設置されている地方社会福祉審議会において、条例で規定することにより、精神障害者福祉に関する事項も調査審議できるようになり、障害者福祉(身体、知的、精神)について一体的な議論・施策の実施に資する。

※精神障害者福祉に関する事項については、現在は、地方精神保健福祉審議会における調査審議事項とされており、同審議会において引き続き調査審議することもできる。

精神障害者福祉について調査審議できない



精神障害者福祉についても調査審議が可能

都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止 (森林法)

防風保安林、なだれ防止保安林等(法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林)のうち、保安施設事業等※の区域内にあるものの解除における国への同意協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、地域による自律的な土地利用に資する。

※災害を防止するために行う、荒廃山地の復旧整備や海岸防災林の造成等の治山事業。

都道府県から国への同意協議が必要



同意を要しない協議に見直し

II 義務付け・枠付けの見直し

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し (建築基準法)

国、都道府県及び建築主事を置く市町村の倉庫等の公共建築物について、現行制度上は一律に定期点検※の対象とされているところ、当該市町村等の判断により、安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、定期点検の対象から除外することが可能となり、行政の効率化や建築行政の充実に資する。

※建築物が経年しても防火上の基準を満たしているか等の点検

建築主事を置く市町村等の公共建築物のうち、定期点検の対象とするものを、法で全国一律に規定



安全、防火、衛生の観点から支障がないものについて、
市町村等の判断で定期点検の対象から除外することが可能に

都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止 (水質汚濁防止法)

都道府県が水質汚濁物質の総量削減計画を策定する際、環境大臣との協議のみで策定できるようになり、都道府県の事務負担の軽減に資する。

都道府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣の同意が必要



同意が不要になり、協議のみで策定できるように

(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23. 4成立) — 義務付け・枠付けの見直し
- ・第2次地方分権一括法(H23. 8成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第3次地方分権一括法(H25. 6成立) — 都道府県から市町村への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し
- ・第4次地方分権一括法(H26. 5成立) — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲
- ・第5次地方分権一括法(H27. 6成立) — 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲及び義務付け・枠付けの見直し